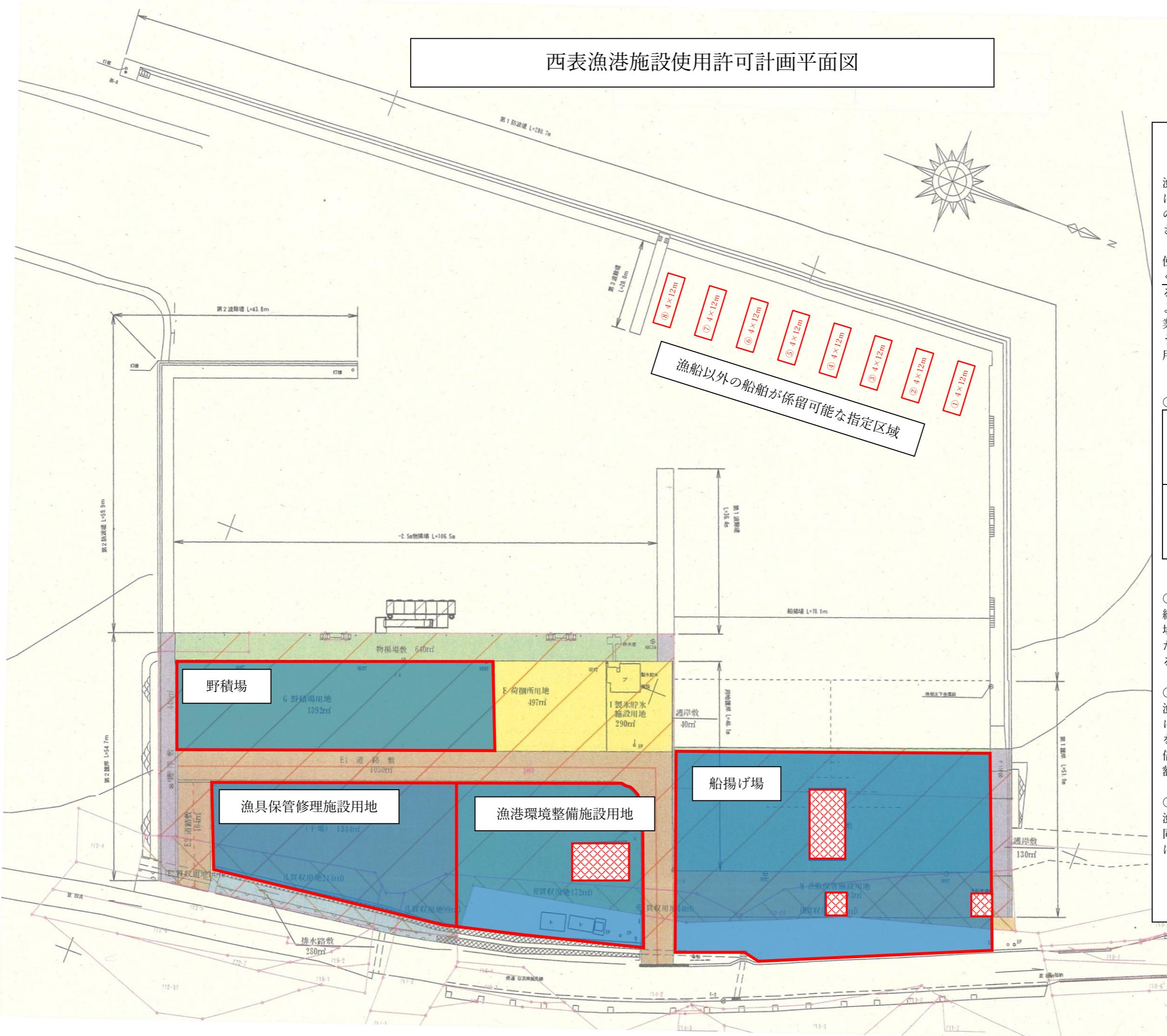


## 西表漁港施設使用許可計画平面図



### 漁港施設利用について

漁港施設を漁業以外の目的で使用する場合は、町長の許可を受ける必要があります。指定の方法にて使用届を提出し、許可を受けてください。

使用届受付対象は左図の赤枠内（斜線部を除く）です。その他の区域における漁業以外による長期使用は認められません。また、使用届によって必ずしも使用を許可することではなく、漁業に支障がないことを確認させていただいたうえで使用の可否を通知いたします。なお、使用において以下等の使用料が発生します。

### ○使用料（一部抜粋）

岸壁、物揚場、船揚場等の係留施設	船舶 5t 未満	110 円／日
	船舶 5~20t	220 円／日
	船舶 20~100t	440 円／日
野積場、漁具干場及び漁港施設用地	1 m <sup>2</sup> につき	2 円／日

### ○入出港届

総トン数 20t 以上の船舶が入港又は出向する場合には、町長に届出をする必要があります。ただし、監視船及び警備船その他公務に従事する船舶は除きます。

### ○過料

漁港施設の使用において、竹富町漁港管理条例に定める違反等を行う又は使用料等の支払いを不正に免れた者には、徴収を免れた金額の 5 倍（5 万円以下の場合は 5 万円）に相当する金額以下の過料を科します。

### ○退港

漁港の使用において、竹富町漁港管理条例及び同施行規則、漁港維持運営計画に違反するときは、退港を命じことがあります。